

相談支援事業所の開設を支援します

本市の障害者相談支援体制の充実を図るため、前橋市内に新たに相談支援事業所を開設しようとする方に対して、開設準備にかかる費用と開設後の運営費の一部を補助します。

補助を希望する方は、事前に障害福祉課へご相談ください。

【前橋市障害者相談支援体制整備補助金】

1 相談支援事業所の新規開設準備事業

対象経費：相談支援事業所を開設するために必要な備品類の購入等費用

対象品目の例：▼ 机・椅子・パーテーションなどの什器家具類

▼ パソコン・プリンターなどの OA 機器

▼ 看板などの設置費用

対象外品目の例：他の事業と兼用で使用する備品類

事務用品、トイレットペーパー、洗剤などの消耗品 等

2 相談支援事業所の新規運営事業

対象経費：開設から1年を超えない範囲における人件費等運営に係る費用

対象経費の例：▼ 相談支援専門員の人件費

▼ 事業所、駐車場等の賃借料

▼ パソコン・コピー機等のリース料

対象外経費の例：他の事業と兼用で使用するものに係る経費

前橋市 障害福祉課 基幹相談支援センター

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号 前橋市保健所 1階

電話:027-220-5714 / FAX :027-223-8856

e-mail :syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp